

佐野市告示第162号

放置自転車の撤去

佐野市自転車放置防止条例（平成17年佐野市条例第20号）第9条第1項及び第4項の規定により撤去し、及び保管した放置自転車について、同条例第10条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和元年7月19日

佐野市長 岡部正英

- 1 自転車が放置されていた場所及びその種別等  
別紙のとおり
- 2 撤去した年月日  
別紙のとおり
- 3 撤去した自転車の返還を行う日時  
令和元年7月19日から令和元年10月16日  
午前6時から午後10時まで
- 4 返還方法  
返還を受けようとする者は、佐野駅前自転車駐車場（Tel 21-5528）  
に申し出て、所定の手続をとるものとする。
- 5 返還を行う場所  
佐野駅前自転車駐車場

別紙

## 放置自転車一覧

番号	撤去番号	撤去日	放置場所	種別	色	防犯登録番号	車体番号
1	30	令和元年6月12日	吉水町675-6	軽快	ホワイト		A15AH19955
2	31	令和元年6月21日	本町2906-1	軽快	グリーン	埼玉6532461	SV6E00844
3	駅北48	令和元年6月28日	駅北 城山公園側	軽快	シルバー	19-61172	15-04C22
4	32	令和元年7月11日	新吉水町60-1	軽快	ブラック	30-92065	H6G35307
合計				4台			